

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「1.1 確定拠出年金運営管理機関関係」（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>1.1-2 登録の申請、届出関係</p> <p>1.1-2-7 確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧 法第90条第3項の規定に基づく確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧については、次のとおり取り扱うものとする。 <u>なお、氏を改めた者が登録簿の閲覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>電子メール等による閲覧</u></p> <p>① <u>金融庁長官又は他の財務局長が登録を行った確定拠出年金運営管理機関に係る登録簿の閲覧の申請があった場合は、厚生労働省又は当該確定拠出年金運営管理機関の登録を行った財務局（金融庁が登録を行った場合においては金融庁）に対する閲覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② <u>電子メール等で登録簿の閲覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>③ <u>登録簿の電子メール等による閲覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>イ 氏名 ロ 住所 ハ 電話番号 ニ 登録簿の送付を希望するメールアドレス ホ 職業</p>	<p>【本編】</p> <p>1.1-2 登録の申請、届出関係</p> <p>1.1-2-7 確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧 法第90条第3項の規定に基づく確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p> <u>へ 閲覧を希望する登録簿に係る確定拠出年金運営管理機関の商号及び登録番号</u> <u>ト 閲覧の目的</u> </p> <p> <u>④ 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u> </p> <p> <u>(2) 財務局での閲覧</u> </p> <p> <u>① 金融庁長官又は他の財務局長が登録を行った確定拠出年金運営管理機関に係る登録簿の閲覧の申出があった場合は、厚生労働省又は当該確定拠出年金運営管理機関の登録を行った財務局（金融庁が登録を行った場合においては金融庁）において閲覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u> </p> <p> <u>② 閲覧の申出があった場合には、別紙様式4による確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書に所定事項の記入を求めることとする。</u> </p> <p> <u>③ 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。</u> <u>イ 登録簿の閲覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u> <u>ロ 閲覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u> <u>ハ 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更できるものとする。</u> </p> <p> <u>④ 登録簿は、財務局長が指定する閲覧場所以外に持ち出すことができないものとする。</u> </p> <p> <u>⑤ 次に該当する者の閲覧を停止又は拒否することができるものとする。</u> </p>	<p>[新設]</p> <p> <u>(1) 各財務局が閲覧に供する登録簿は、各財務局が登録した確定拠出年金運営管理機関に係る登録簿とし、厚生労働省、金融庁又は他の財務局が登録した確定拠出年金運営管理機関の閲覧の申出があった場合には、厚生労働省、金融庁又は他の財務局で閲覧するよう要請するものとする。</u> </p> <p> <u>(2) 閲覧の申出があった場合には、別紙様式4による確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書に所定事項の記入を求めることとする。</u> </p> <p> <u>(3) 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。</u> <u>① 閲覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</u> <u>② 閲覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u> <u>③ 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更できるものとする。</u> </p> <p> <u>(4) 登録簿は、財務局長が指定する閲覧場所以外に持ち出すことができないものとする。</u> </p> <p> <u>(5) 次に該当する者の閲覧を停止又は拒否することができるものとする。</u> </p>

改正案

- イ 上記②から④までその他当局の指示に従わない者
- ロ 登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- ハ 他の閲覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

【別紙様式集】

別紙様式 4 (ひな型)

(日本産業規格 A 4)

確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書

年 月 日

{
 金融庁長官
 各財務局長
 福岡財務支局長
 沖縄総合事務局長
 } 殿

閲覧の目的

登録番号	確定拠出年金運営管理機関の商号又は名称	貸出	返納

上記確定拠出年金運営管理機関登録簿を閲覧したく、申請します。

現行

- ① 係員の指示に従わない者
- ② 登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- ③ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

【別紙様式集】

別紙様式 4 (ひな型)

(日本産業規格 A 4)

確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書

年 月 日

{
 金融庁長官
 各財務局長
 福岡財務支局長
 沖縄総合事務局長
 } 殿

[新設]

登録番号	確定拠出年金運営管理機関の商号又は名称	貸出	返却

上記確定拠出年金運営管理機関登録簿を閲覧したいので申請します。

改 正 案				現 行			
申請者	氏 名			申請者	氏名		
	住 所				住所		
	電話番号	貸出	時 分		電話番号 () -	貸出	時 分
	職 業	返納	時 分		職業	返却	時 分